

=消費生活相談員のための判例紹介=

当該会社が行っていたCO₂排出権取引について会社ぐるみの組織的な違法行為であったとした上、(当該被害者との直接の接触はない)管理担当者について、被害者の代理人弁護士との対応をしたことなどから、「会社ぐるみで組織的に敢行されていた顧客からの金員領得のシステムに組み込まれていた」として(共同)不法行為責任を肯定した事例

平成25年4月11日 東京高等裁判所判決・平成24年(ネ)第6553号(原審・平成24年9月5日 東京地方裁判所判決・平成24年(ワ)第18654号)

弁護士 荒井 哲朗(東京弁護士会)

1 事業の概要

本件は、CO₂排出権取引を業とするX社の商法が詐欺的かつ賭博的な違法取引であり、取引が業者と顧客の間に決定的な利害対立があることや、その他のリスク(価格変動リスク、その決定権者の不明確性からくるリスク、タイムラグのリスク、情報収集の困難性、分別管理が十分になされていないこと、信用リスク、本件取引が公序良俗に反するものとして法律上保護されない可能性が相当程度存在することなど)を説明せず、かえって断定的判断を提供したとし、同社の顧客サービス室の管理担当者であったY(ただし、被害者との直接の接触はない)に対し、不法行為に基づく損害賠償を請求した事案である(原判決は欠席判決であり、控訴審において、請求金額をYが在籍していた期間に生じた損害に係る額に減額した。業者その他その余の関係者に関しては1審判決が確定し、債権者破産の申し立てを行うなどして一定額の被害回復を得ている)。

2 CO₂排出権取引(まがい取引)とは

CO₂排出権取引とは、CO₂排出権(二酸化炭素排出権)の売買をレバレッジをかけた証拠金取引としてするものであり、欧州等海外の取引所取引への仲介をすると称するものと、海外の取引所での取扱商品であることを強調してOCT(相対取引)として行うものの2つのパターンが見られる。なお、筆者の経験では、前者の類型でも、中間業者と称する業者との取引についてはともかく、海外取引所における取引が立証された例に接したことはない。

平成23年1月1日に施行された商品先物取引法により商品CFD取引を無許可で行うことはできなくなり、従来海外先物取引やロコロンドン貴金属取引(貴金属CFD取引)を行っていた業者が短期間で禁圧されることを予期しながら取扱っているのが実情であり、金融商品取引法にも商品先物取引法にも規律されない、法の隙間の商法となっている。

この種商法は、いわゆる旧態の先物業者の商法(証拠金取引商法)。利益を強調して勧誘し、利害相反状況について言及せず、取引を開始させるや利益金を

証拠金に積み増し、あるいは新たに証拠金を拠出させて取引を拡大させ、頃合いを見て損計算にして両建取引のための証拠金名下にそれまでの拠出額と同じ金額を拠出させ、そして拠出できる限りの金額を拠出させて、頻繁過当な売買を繰り返して手数料を増大させ、あるいは取引レートや場合によっては取引の存否そのものすら仮装して証拠金を騙取する、という古典的商法である)として行われている詐欺的商法である。

私的差金決済取引であるから、東京高判平成18年9月21日、東京高判平成20年10月30日ほかの法律構成がそのまま妥当し、要するに、「CO₂排出権の価格」及び「ユーロ・円為替変動」を差金決済の指標とする差金決済契約であって、偶然の事情によって利益の得喪を争う賭博行為として違法であり、その証拠金名下に金銭を交付させる行為は私法上も違法であるというべきである。

また、この種取引に適合する者は少なくとも一般消費者に見出しうるものではないし、取引の仕組み、特に信用リスクに係る説明義務違反が不可避的に犯される取引類型であるという構造的問題点がある。

なお、現在この種取引について特定商取引法による規制の対象とすべきか否かについて消費者委員会と消費者庁とで見解を異にしているが、筆者は、同法の規制対象とすべきではないとする消費者庁の考え方を支持する。金融商品取引に関して何らの登録等を得ず、違法な取引を防ぐための人的構成や組織体制に関する法律上の担保を欠き、取引上の義務履行を全うする財務状況について制度上の担保もなく、分別管理を行う法律上の担保もない状況で取引が行われているということの本質的な問題点をこそ重視するべきであり、そうでなければ、後追い規制を続けることになるのみであって、問題の抜本的解決をむしろ阻害するきらいがある。

3 本件取引の違法性についての本判決の判示

本判決は、本件取引をその仕組みから直ちに違法であると判示するものではないが、「本件取引は、CO₂排出権を顧客とX社が相対で売買する取引であ

り、現物の引き渡しではなく、観念上の差損金について差金決済を行うものであるが、本来的に顧客とX社の利害が対立するという構造があり、顧客の犠牲の下にX社が利得を図る危険がある取引といえる。しかも、決済指標となる為替レートや約定価格は、X社が任意に設定するというのであるから、この危険は一層大きいことが明らかである。そうである以上、本件取引は、当然に詐欺的商法とまではいえないとしても、取引の危険や仕組みを顧客に十分に説明し、理解をさせた上で取引を勧誘し、かつ、顧客の属性としても、そのような取引を行うにふさわしい理解力、経験、財政的裏付けなどのあることが前提とされるべきであり、これに反する取引の勧誘や実行は、違法性を帯びることになると解される。」と判示したうえで、本件の具体的な事情のもとでは、「本件取引は、全体として違法性が極めて高いものというべきであり、その態様から判断すると、X社が正しく会社ぐるみで組織的に被害者から金員を拠出させてこれを領得していたということができる。」として、X社の商法自体に厳しい非難を向けている。

4 弁護士対応をした管理担当者の責任に対する責任追及

YはX社において弁護士の対応に当たる管理担当者であったが、CO2排出権取引というものを良く知らず、本件被害者と全く接触を持ったこともなく、単に被害者の代理人弁護士からの電話にて資料を渡し、和解案を提示したに過ぎないと主張して責任を争った。

しかし、証拠金取引商法において古くから変わらず、この種詐欺商法は、不招請の電話勧誘などによって見込み顧客のアポイントを取り付ける者、見込み顧客に対して勧誘を行う者、顧客を取引に引きずり込む者、取引に引き留め、取引を拡大させる者、弁護士や訴訟への対応などを含む、苦情に対応する者、という役割が分担されて敢行されている。

そして、管理担当者は、情を知らない者が一朝一夕になじうるようなものではなく、先物業者などを渡り歩き、この種商法に関する豊富な知識経験を有する者が、個別の取引の態様、業者の営業の状況などを前提としながら、弁護士を値踏みするなどして賠償額の減額交渉をし、業者に違法な利得をより多く確保させるという、この種商法の遂行に不可欠の役割を担う者であるから、共同不法行為責任を負わしめられるべきである。

この点が、本件訴訟のほとんど唯一の実質的争点であった。

5 本判決の判断等

本判決は、「(YはX社の)本社顧客サービス室の肩書を持って管理担当者として顧客からの苦情処

理等に当たっていたものであり、本件においても、被害者の代理人弁護士との対応をしたというのである。そして、Yの経歴や社内での地位に照らせば、Yは、投資取引について相当な知識を持ち、その知識や経験を顧客の苦情への対応に利用することを期待されていたと考えられるのであって、会社ぐるみで組織的に敢行されていた顧客からの金銭領得のシステムに組み込まれていたとみるべきである。」と判示してYの損害賠償責任を肯定した。

なお、このような判断と共通するところのある判断を示したものとして、東京高判平成24年4月26日消費者法ニュース95号354頁・先物取引裁判例集65巻222頁がある。同判決は、商品CFD取引まがい取引業者において従業員の一部が、具体的被害者の取引には一部しか関与していないとして責任を争ったのに対して、「本件取引は公序良俗に違反する違法な取引であり、X社は、組織的な営業行為としてこの違法取引を行っていたものであり、同社が比較的小規模な組織であると見られることも考慮すれば、各従業員がそれぞれX社の組織の一員として同社がかかる営業行為を行うことを支えていたということができ、各従業員は、ある顧客を直接に担当していたといいないとにかくわらず、従業員という立場でX社の会社ぐるみの違法行為に加担したものとして責任は免れ得ないとして、損害賠償責任を肯定したものである。

6 これら判決の意義

この種商法の被害の回復を適切に図るために、業者やその代表者らのみを訴訟の相手方とするのでは足りない。業者は短期間で四散するし、代表取締役その他役員は賠償責任を履行する財産を有していないか、財産の隠匿にたけているのが常である。この種商法が会社ぐるみで相互に役割を分担しあって敢行されているという実態についての正しい理解に立てば、テレホンアポイントメントを行ったにすぎないと主張する者であるとか、弁護士対応をしたにすぎないと主張する者らについても、正しく責任を負わせるべきであり、そうしてはじめて、この種商法の被害の回復がなじうるといつても過言ではない。

上記両判決は、組織的に敢行される詐欺的商法の関与者に厳しく損害賠償責任を課したものであり、この種商法の被害回復を少なからず容易にするものとして、被害回復実務上参考されるべき価値があるものと評価しうる。